

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等 利用支援補助金制度のご案内【令和8年度版】

本制度は、不登校児童生徒が民間施設等を利用する際の保護者等の経済的負担を軽減し、その社会的自立を支援することを目的としています。岡山市教育委員会の登録施設を利用する児童生徒の保護者等に対し、利用料の一部を補助します。

制度の概要

◇ 補助対象者

以下の要件をすべて満たす保護者等が対象となります。

住所要件	岡山市内に住所を有する児童生徒の保護者等であること。
不登校状況	申請月を含めた過去1年間(例:令和8年7月に申請する場合、令和7年8月～令和8年7月までの期間)のうちに、合計30日以上学校を欠席している児童生徒の保護者等であること。
利用状況	在籍校(国公立・私立を問わない)の授業時間内に、市に登録された民間施設(以下:登録施設)に児童生徒が通所しており、利用料を負担していること。(オンライン利用分は対象外) *授業時間・・・朝の会から帰りの会までの時間。
同意事項	教育委員会が関係機関、在籍校、登録施設と申請情報を共有し、内容を確認することに同意すること。
その他	他の地方公共団体等から、同種の補助金を受けていないこと。 市税の滞納がないこと。

◇ 補助内容

補助対象経費	登録施設の令和8年度分利用料 (入学金・入会金、施設整備費、教材費、交通費、食費などは除く)
補助割合	補助対象経費の2分の1以内 (補助上限額:児童生徒1人につき月額 10,000円)

※土日祝、長期休業日等、授業日以外の日の通所は対象外となります。

※1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

※対象児童生徒が複数の登録施設を利用している場合は、それぞれの利用料を合計した額を補助対象経費の算定基礎とします。

◇ 対象施設

岡山市教育委員会の「登録施設」を利用している場合のみ補助の対象となります。登録施設は教育支援課ホームページ掲載の「[登録施設一覧](#)」で確認できます。

URL:https://www.city.okayama.jp/soshiki/6-2-7-0-0_10.html

保護者等の申請から交付の流れ

交付の申請は、学期ごとに年3回必要です。

1 施設の利用・登録施設の確認

STEP1 登録施設の確認をする

○利用している施設が、補助金対象の施設として登録していることを確認する。

➢ 教育支援課ホームページの「登録施設一覧」に掲載

URL:<https://www.city.okayama.jp/soshiki/6-2-7-0-0.10.html>

STEP2 利用している施設に実績証明を作成してもらう

○利用している施設に、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金実績証明書【様式第2号】を発行してもらう。

2 補助金の申請から交付まで

STEP3 補助金交付申請等の手続きを行う。

○教育支援課ホームページまたは岡山市電子申請サービスホームページ(手続き検索)より「岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金制度 補助金交付申請等」にアクセスし、必要事項をフォームに入力する。

URL:<https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList/initDisplayResult>

【留意事項】

- ・学校の欠席状況は、申請月から過去1年間の欠席日数を入力する。
- ・欠席状況が不明の場合は、在籍校に問い合わせ、正確な日数を入力する。
- ・通所回数は、学校の「授業日」以外の利用回数は計上しないこと。

○以下の書類を添付し(PDFまたは写真)申請する。

- ・通帳の写し(見開き1ページ目の見出し部分)またはネット銀行の画面スクリーンショット(金融機関名・支店・口座番号・名義がわかるもの)
- ・利用施設が発行した実績証明書【様式第2号】(PDFまたは写真)
- ・市税の滞納無証明書

○申請の期間は以下の通り。

- ・第1期(4月～7月利用分) 7月18日 ～ 8月31日
- ・第2期(8月～12月利用分) 12月25日 ～ 1月31日
- ・第3期(1月～3月利用分) 3月26日 ～ 3月31日

STEP4 教育委員会から通知書を受け取る。

○教育委員会より「交付決定及び確定通知書」または「不交付決定通知書」が登録したメールアドレスに届く。

STEP5 教育委員会から、指定口座に補助金が振り込まれる(申請後約1カ月を目途に給付)。

インターネット環境がない等、電子申請サービスのご利用が難しい方は、お電話にてご相談ください。担当者が申請手順についてご説明いたします。

その他

偽りその他不正な手段により補助金の支給を受けた場合には、支給の決定を取り消し、補助金を岡山市教育委員会へ返還していただく場合があります。



※便宜上、実態に即した形式にて手続き手順を定めています。



問い合わせ先

岡山市教育委員会事務局学校教育部

教育支援課 多様な学び支援室

TEL 086-803-1397